

# 岸和田市貝塚市清掃施設組合監査委員に関する規程

昭和44年6月2日

規程第5号

## (目的)

第1条 この規程は監査委員の事務の執行等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (職務権限)

第2条 監査委員は次に掲げる職務を行なう。

- (1) 年1回以上期日を定めて岸和田市貝塚市清掃施設組合（以下「組合」という。）の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を監査する。
- (2) 地方自治法第75条第1項及び同法第242条第1項の規定による監査の請求があった場合において、その請求に係る事項を監査する。
- (3) 所轄の執行機関又は議会より要求があったとき、その事項を監査する。
- (4) 出納検査を毎月行なう。
- (5) 決算及び証書類を審査し、これに意見を附する。
- (6) 議会において採択し、監査委員に送付された請願を措置し、かつ、議会から請求があった場合は、その請願の処理の経過及び結果を報告する。

第3条 監査委員は、常に組合の事務執行の状況に留意して、必要あると認めるときは、臨時に第2条第1号に規定してある事項を監査することができる。

第4条 第2条第1号の規定により監査又は検査をしようとするときは、その期日5日前までに管理者及び関係ある執行機関に期日及び事項を通知しなければならない。ただし、緊急監査の必要があると認められた場合は、この限りでない。

## (文書の処理)

第5条 文書の処理については、岸和田市貝塚市清掃施設組合文書管理規程（平成29年規則第2号）を準用する。

## (公表)

第6条 監査委員が行う公表は、岸和田市貝塚市清掃施設組合公告式条例（昭和41年条例第4号）の定めるところによる。ただし、特に必要があるときは、監査委員が合議して定める公表の方法によることができる。

## (公印)

第7条 監査委員の公印を次のように定める。

岸和田市貝塚市清掃施設組合監査委員印（横文字） 方18ミリメートル

2 公印の取扱い管守方法などについては、岸和田市貝塚市清掃施設組合公印規程（昭和41

年規程第1号)を準用する。

(補則)

第8条 この規程で定めるもののほか、必要な事項は監査委員が合議して定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、昭和44年4月1日から適用する。

附 則 (平成14年9月26日規程第1号)

この規程は、平成14年10月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日監査告示第1号)

この規程は、公布の日から施行する。